

# 北京市高級人民法院による

## 知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する

### 審理指南

#### 目次

第一部分 一般規定	1
1.1 【適用原則】	1
1.2 【請求の適用】	1
1.3 【請求の内容】	1
1.4 【賠償仲裁後再請求すべきではない】	2
1.5 【行政過料、刑事罰金との関係】	2
第二部分 法定要件	2
2.1 【法定適用要件】	2
2.2 【権利侵害の故意の認定】	2
2.3 【「情状が深刻な場合」の考慮要素】	3
2.4 【「情状が深刻な場合」の認定】	3
2.5 【「権利侵害が故意でかつ情状が深刻な場合」の認定】	3
第三部分 懲罰的賠償の算定	4
3.1 【賠償総額】	4
3.2 【基数の確定方法】	5
3.3 【基数確定方法の適用順序】	5
3.4 【基数確定方法の適用選択】	6
3.5 【実際の損害の算定】	6
3.6 【権利侵害により得た利益の算定】	6
3.7 【商品の単位当たり利益の算定】	7
3.8 【挙証妨害規則の適用】	7
3.9 【使用許諾料又は権利使用料の考慮要素】	8
3.10 【使用許諾料の倍数の考慮要素】	8
3.11 【知的財産権の貢献度】	8
3.12 【知的財産権貢献度の考慮要素】	9
3.13 【倍数の確定】	9
3.14 【倍数の考慮要素】	9

3.15	【専利権侵害に係る倍数の考慮要素】	9
3.16	【商標権侵害に係る倍数の考慮要素】	10
3.17	【著作権侵害に係る倍数の考慮要素】	10
3.18	【営業秘密侵害に係る倍数の考慮要素】	11
3.19	【植物新品種育成者権侵害に係る倍数の考慮要素】	11
3.20	【約定した懲罰的賠償の適用】	12
3.21	【懲罰的賠償の約定内容】	12
3.22	【使用許諾料を基数とする約定】	13
3.23	【法定賠償における賠償的考慮要素】	13
第四部分 インターネットサービスプロバイダへの懲罰的賠償の適用		13
4.1	【一般規則】	13
4.2	【「明らかに知っている」の認定】	13
4.3	【「情状が深刻な場合」の認定】	14
4.4	【通知転送義務の不履行】	15
4.5	【措置終了の不適時実行】	15
4.6	【権利侵害行為の直接実施に係る法的責任】	15
4.7	【ライブコマースに係る権利侵害の責任】	16
4.8	【買物代行に係る権利侵害の責任】	16
第五部分 プロセスに関する規定		16
5.1	【請求の提出又は変更】	16
5.2	【第一審で算定証拠を提出しなかった場合の結果】	17
5.3	【一部の権利者による請求】	17
5.4	【権利共有者への一貫した適用】	17
5.5	【同一の権利侵害者への個別適用】	17
5.6	【一部の権利侵害者への適用】	17
5.7	【異なる権利侵害者への個別適用】	18
5.8	【一部適用】	18
5.9	【段階的適用】	18
第六部分 適用の範囲		18
6.1	【適用の範囲】	18

知的財産権侵害に係る懲罰的賠償制度を効果的に施行し、法により、深刻な知的財産権侵害行為を処罰し、知的財産権の司法保護を強化し、懲罰的賠償制度の抑止効果を十分に発揮し、深刻な知的財産権侵害行為の発生を徹底的に抑制し、懲罰的賠償制度の適用基準を厳格に統一するために、「中華人民共和国民法典」「中華人民共和國専利法」「中華人民共和國商標法」「中華人民共和國著作権法」「中華人民共和國反不正競争法」「中華人民共和國種子法」「中華人民共和國民事訴訟法」及び「最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」などの法律及び司法解釈の規定に基づき、北京法院の知的財産権関連裁判の実務を踏まえて、本指南を制定する。

## 第一部分 一般規定

### 1.1 【適用原則】

知的財産権侵害の民事事件において、懲罰的賠償の適用は、法による適用、積極的で周到慎重の原則を堅持し、知的財産権の価値を十分に尊重しかつ反映した上で、故意かつ深刻な知的財産権侵害行為に対する懲罰的賠償の抑止効果を実現しなければならない。

### 1.2 【請求の適用】

懲罰的賠償の適用は権利者の請求を前提としなければならない。権利者が法により懲罰的賠償を請求しなかった場合は、懲罰的賠償を自発的に適用してはならない。

### 1.3 【請求の内容】

権利者は懲罰的賠償を請求する場合、懲罰的賠償の基数、基数確定方法及び算定方法、倍数及び賠償総額を明確にするとともに、対応する証拠を提供しなければならない。

権利者が懲罰的賠償を請求したが、正当な理由なく懲罰的賠償の基数、基数確定方法、倍数又は賠償総額の明確化を拒否したことにより懲罰的賠償の適用ができない場合、通常支持しない。

#### **1.4【賠償仲裁後再請求すべきではない】**

当事者が知的財産権侵害に係る損害賠償紛争の解決について仲裁合意に達しかつ仲裁機関による仲裁裁決を受けた場合、権利者が通常、同一の権利侵害行為について懲罰的賠償訴訟を再提起すべきではない。但し、当該仲裁裁決が法により取り消されたか又は裁定が執行されなかった場合を除く。

#### **1.5【行政過料、刑事罰金との関係】**

権利侵害者は同一の権利侵害行為により、懲罰的賠償の民事責任を負うとの判決を言い渡され、行政過料又は刑事罰金を併科された場合、懲罰的賠償の民事責任を優先して負わなければならない。

## **第二部分 法定要件**

### **2.1【法定適用要件】**

懲罰的賠償は、故意に権利侵害を行いかつ情状が深刻な知的財産権侵害事件に適用される。悪意の権利侵害は、故意の権利侵害の状況に該当する。

### **2.2【権利侵害の故意の認定】**

事件の具体的な状況を総合的に考慮したうえ、次の各号に掲げる状況は通常、故意の知的財産権侵害と認定することができる。

- (1) 他人の馳名商標を悪意により抜け駆け登録しかつ使用した場合。
- (2) 同一又は類似の商品において他人の登録された馳名商標を使用した場合。
- (3) 権利侵害商品又はサービスを宣伝又は提供する際に権利標識を遮断、削除した場合。

- (4) 商標の権利付与手続において他人の商標権を知り得たにもかかわらず、当該商標権を侵害する行為を実施した場合。
- (5) 不当に取得された知的財産権が法により取り消され、無効と宣告されたにもかかわらず、当該知的財産権を実施又は使用しかつ権利侵害に当たると認定された場合。
- (6) 知的財産権行政主管部門から権利侵害通知を受けたにもかかわらず、権利侵害行為を引き続き実施した場合。

### 2.3 【「情状が深刻な場合」の考慮要素】

権利侵害情状が深刻か否かを判断するにあたり、権利侵害の手段、回数、規模、侵害の継続時間、地域範囲及び権利侵害訴訟又は行政摘発過程における権利侵害者の行動表現などの要素を総合的に考慮することができる。権利侵害行為により深刻な結果が生じた場合は、情状が深刻であると推定することができる。

### 2.4 【「情状が深刻な場合」の認定】

事件の具体的な状況を総合的に考慮したうえ、次の各号に掲げる状況は通常、知的財産権侵害の情状が深刻であると認定することができる。

- (1) 知名度の高いスポーツ大会・番組、展示会に係る知的財産権を侵害した場合。
- (2) 同一の権利侵害者が複数のルートで権利侵害ビデオを発信した場合。
- (3) 同一の権利者又は同一の知的財産権について権利侵害行為を複数回実施した場合。
- (4) 権利侵害の規模が大きくかつ権利侵害行為の継続時間が長い場合。
- (5) 権利者の営業上の信用・名声が重大な損害を被った場合。
- (6) 正当な理由なく行為保全の裁定の履行を拒否した場合。
- (7) 権利侵害者が暴力、脅迫など違法又は不正な手段を講じて国家公務員の法による調査・証拠収集を阻害した場合。

### 2.5 【「権利侵害が故意でかつ情状が深刻な場合」の認定】

事件の具体的な状況を総合的に考慮したうえ、次の各号に掲げる状況は通常、故意に知的財産権を侵害しかつ知的財産権侵害の情状が深刻であると認定することができる。

- (1) 主に知的財産権侵害を業としている場合。
- (2) 映画、テレビドラマ、バラエティ番組、スポーツ大会・番組又はオンラインゲームの公開発信前又は公開発信初期に権利侵害著作物を無断で発信した場合。
- (3) 合法的な許諾を得て権利商品又はサービスを提供すると同時に、同一の知的財産権を侵害する商品又はサービスを無断で提供した場合。
- (4) 広告宣伝、提携交渉、契約締結、サンプル展示及びサービス体験などの過程において権利商品又はサービスを提供するが、実際の取引時に同一の知的財産権を侵害する商品又はサービスのみを提供した又はそれを主に提供した場合。
- (5) 行政処罰又は行政裁決により権利侵害と認定された後に、同一の権利侵害者が同様の権利侵害行為を再び又は引き続き実施した場合。
- (6) 当事者が自発的に締結した和解合意において権利侵害と確認された後に、同一の権利侵害者が同様の権利侵害行為を再び又は継続して実施した場合。
- (7) 発効した判決、調停書、仲裁裁決により権利侵害と認定された後に、同一の権利侵害者が同様の権利侵害行為を再び又は継続して実施した場合。
- (8) 企業の増設、企業名称の変更、法定代表者の変更、関連企業の利用などの方式を講じて同一の権利侵害行為を再び又は継続して実施した場合。

### 第三部分 懲罰的賠償の算定

#### 3.1 【賠償総額】

懲罰的賠償の適用により確定された賠償総額は、基数及び基数と倍数の積の合計とする。権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出は別途算定されるものとする。

### 3.2 【基数の確定方法】

権利者は懲罰的賠償を請求する場合、次の各号に掲げる方法で賠償基数を確定することができる。

- (1) 権利者が権利侵害行為により被った実際の損失
- (2) 権利侵害者が権利侵害行為により得た利益
- (3) 使用許諾料の合理的な倍数又は権利使用料

法定賠償額を、懲罰的賠償の算定基数としてはならない。

権利侵害者が権利侵害により得た利益とは、権利侵害者が知的財産権侵害により得た財産収益のことを指し、通常、権利侵害者が権利侵害により得た営業利益を指す。但し、主に権利侵害を業としている権利侵害者については、その売上利益を算定することができる。

### 3.3 【基数確定方法の適用順序】

商標法、種子法に従って懲罰的賠償を適用する際に、通常、まず権利者の実際の損失に基づいて賠償基数を確定する。権利者の実際の損失の算定が困難な場合、権利侵害者の権利侵害により得た利益に基づいて賠償基数を確定する。権利侵害の実際の損失及び権利侵害者の権利侵害により得た利益の算定がいずれも困難な場合、使用許諾料の合理的な倍数又は権利使用料を参照して賠償基数を確定することができる。

専利法、著作権法に従って懲罰的賠償を適用する際に、通常、まず権利者の実際の損失又は権利侵害者の権利侵害により得た利益に基づいて賠償基数を確定する。権利侵害の実際の損失又は権利侵害者の権利侵害により得た利益の算定がいずれも困難な場合、使用許諾料の合理的な倍数又は権利使用料を参照して賠償基数を確定することができる。

反不正競争法に従って営業秘密侵害行為に懲罰的賠償を適用する際に、通常、まず権利者の実際の損失に基づいて賠償基数を確定する。権利侵害の実際の損失の算定が困難

な場合、権利侵害者の権利侵害により得た利益に基づいて賠償基数を確定することができる。

### 3.4 【基数確定方法の適用選択】

各基数の確定方法の適用順序について法律上規定がある場合、通常、先行方法を優先して適用して懲罰的賠償の基数を確定する。先行方法による懲罰的賠償の基数確定が困難な場合、権利者は後続方法を選択して懲罰的賠償の基数を確定することができる。

### 3.5 【実際の損失の算定】

権利者が権利侵害行為により被った実際の損失を算定する場合、事件の具体的な状況に応じて、以下の要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 権利者の商品売上減少の状況
- (2) 権利者の商品価格下落の状況
- (3) 権利者の商品利益減少の状況
- (4) 権利者の顧客又は利用者減少の状況
- (5) 権利者の広告収益減少の状況
- (6) 権利が営業上の信用を回復するために支払った合理的な費用
- (7) 権利者がその権利客体のために支出した創作、研究開発コストの状況
- (8) 権利者のウェブサイトにおける関連内容のクリック数、ダウンロード数、閲覧数の状況
- (9) 権利使用許諾契約又は譲渡契約が権利侵害により履行できない又は正常な履行が困難であることによって生じた期待利益上の損失。

### 3.6 【権利侵害により得た利益の算定】

権利侵害者が権利侵害行為により得た利益を算定する場合、事件の具体的な状況に応じて、以下の要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 権利侵害商品の販売数及び単位当たり利益の状況
- (2) 権利侵害者の全体利益に占める権利侵害商品の利益の割合

- (3) 権利侵害者が自認した権利侵害商品の販売数、価格、利益などの状況
- (4) オンラインプラットフォームで表示された権利侵害商品の販売数、価格、ロコミ及び収益などの状況
- (5) 行政法執行機関により摘発された又は司法機関により押収され、差し押さえられた権利侵害商品の数及び価格状況
- (6) 権利侵害者の関連口座の資金流動又は納税状況
- (7) 権利侵害者のウェブサイト、宣伝資料、財務報告書など公に開示された関連データ
- (8) 権利侵害行為によりもたらされた広告収益状況
- (9) 関連ウェブサイトにおける権利侵害内容のクリック数、ダウンロード数、閲覧数の状況
- (10) 権利侵害者が権利侵害行為の実施により支出が減少された使用許諾料の状況
- (11) 権利侵害者が主に権利侵害行為の実施により得た投資・融資、技術移転、政府資金又は土地の支援、ハイテク資質などの収益状況

### 3.7 【商品の単位当たり利益の算定】

権利者の商品又は権利侵害商品の単位当たり利益を算定する場合、事件の具体的な状況に応じて、以下の要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 当事者が公に宣伝、開示した利益の状況
- (2) 主管部門、業界協会、第三者プラットフォームによって発表された統計報告書又は業界報告書で示された利益の状況
- (3) 同一又は代替可能な商品の利益の状況
- (4) 当事者が自認した商品の単位当たり利益の状況
- (5) 当事者が行政審査・承認、投資・融資過程において開示した利益の状況

### 3.8 【挙証妨害規則の適用】

権利者がすでに必要な挙証責任を尽くしたが、権利侵害により得た利益の証拠が主に権利侵害者に把握されており、かつ権利侵害者が正当な理由なく関連証拠の提供を拒否するか、その実際に得た利益より明らかに少ない一部の証拠しか提供されない、又は虚偽の証拠を故意に提供することにより、懲罰的賠償基数の認定が妨害された場合、事件の具体的な状況に応じて、権利者の主張及び関連証拠を参照して懲罰的賠償の基数を確定することができる。

### 3.9 【使用許諾料又は権利使用料の考慮要素】

使用許諾料の合理的な倍数又は権利使用料を参照して懲罰的賠償の基数を確定する場合、事件の具体的な状況に応じて、以下の要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 使用許諾契約の実際の履行及び対応する証拠の状況
- (2) 許諾による使用と権利侵害による使用との比較可能性
- (3) 使用許諾料が訴訟、合併・買収、破産、清算などの要素の影響を受けたか否か
- (4) 許諾者と被許諾者との間に親族関係、投資関係又は実際の支配関係等の関連関係があるか否か
- (5) 同業界又は関連業界における通常の使用許諾料又は権利使用料の基準
- (6) 使用許諾契約の届出状況

### 3.10 【使用許諾料の倍数の考慮要素】

使用許諾料の合理的な倍数で懲罰的賠償の基数を算定する場合、事件の具体的な状況に応じて、権利客体の性質、商業的価値、研究開発コスト、革新のレベル、もたらし得る競争上の優位性、権利侵害行為と被許諾行為に関わる権利の性質、許諾期間、範囲の相違点と共通点などの要素に基づいて当該倍数を確定することができる。

### 3.11 【知的財産権の貢献度】

権利侵害による利益獲得の方法により懲罰的賠償の基数を確定する場合、事件の具体的な状況に応じて、権利者の知的財産権の商業的価値に対する貢献の程度又は割合を適切に考慮し、知的財産権の貢献度を合理的に確定しなければならない。

### 3.12 【知的財産権の貢献度の考慮要素】

知的財産権の商業的価値に対する貢献度を確定する場合、事件の具体的な状況に応じて、以下の要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 権利客体の進歩性、独創性、顕著性又は価値性
- (2) 権利客体の創作・研究開発コスト及び市場価格の状況
- (3) 権利者の商品と同類商品の市場価格、販売数、利益比較の状況
- (4) 権利侵害商品の生産・経営コスト、市場価格、単位当たり利益などの状況
- (5) それぞれ権利客体、権利侵害客体に占める権利侵害内容の数量割合又は重要度の状況

### 3.13 【倍数の確定】

懲罰的賠償の倍数は、権利侵害者の権利侵害の故意の程度及び情状の深刻程度に適したものでなければならない。懲罰的賠償の倍数は法的範囲内で酌量のうへ確定しなければならない。但し、当事者間に別段の定めがある場合を除く。

### 3.14 【倍数の考慮要素】

懲罰的賠償の倍数を確定する場合、本指南第2.2条、第2.3条、第2.4条、第2.5条に規定する状況を総合的に考慮する他、更に事件の具体的な状況に応じて、以下の要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 権利侵害の故意の程度
- (2) 権利侵害の継続時間
- (3) 知的財産権侵害の数
- (4) 権利侵害行為により業界にもたらした危害
- (5) 権利侵害者が知的財産権を複数回侵害したか否か
- (6) 権利侵害者が権利侵害による利益獲得の証拠を事実在即して提出したか否か

### 3.15 【専利権侵害に係る倍数の考慮要素】

専利権侵害事件において懲罰的賠償の倍数を確定する場合、本指南第 3.14 条に規定する要素を考慮する他、更に事件の具体的な状況に応じて、以下の要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 専利の種類
- (2) 専利の革新のレベル
- (3) 専利が国務院専利行政部門によって認定された高価値発明専利に属するか否か
- (4) 専利技術が基幹・中核技術、重点分野又は新興産業の技術、国家によって重点的に支援されるハイテク技術に属するか否か
- (5) 専利権の残存有効期間
- (6) 権利侵害製品において侵害した専利権の数
- (7) 権利侵害者が同一の専利権を侵害したことにより損害賠償責任を負ったか否か及び損害賠償責任を負った具体的な状況

### 3.16 【商標権侵害に係る倍数の考慮要素】

商標権侵害事件において懲罰的賠償の倍数を確定する場合、本指南第 3.14 条に規定する要素を考慮する他、更に事件の具体的な状況に応じて、以下の要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 権利者の営業上の信用及び市場地位
- (2) 権利商標の知名度の状況
- (3) 権利商標と権利侵害標識の同一又は類似の程度
- (4) 権利侵害者の商標の抜け駆け登録、便乗状況
- (5) 権利侵害者と権利者の同業競争状況
- (6) 権利侵害者が粗悪商品に権利侵害標識を使用したか否か
- (7) 権利侵害者が権利商標に対して提起した異議申立、取消又は無効審判請求及びその審査状況

### 3.17 【著作権侵害に係る倍数の考慮要素】

著作権又は著作隣接権侵害事件において懲罰的賠償の倍数を確定する場合、本指南第 3.14 条に規定する要素を考慮する他、更に事件の具体的な状況に応じて、以下の要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 権利者又は権利客体の知名度及び影響力
- (2) 権利客体に関わるビジネスモデル、料金基準など
- (3) 同一の著作権及び著作権に関連する権利の項目数
- (4) 権利侵害者が権利侵害行為を実施した手段、方式
- (5) 権利侵害者が権利侵害内容から得た利益の状況
- (6) 権利侵害行為が権利客体の大ヒット放送期間中、大ヒット上映期間中又は集中宣伝・プロモーション期間中に発生したか否か
- (7) 権利侵害プラットフォームの規模、権利侵害の継続的な発信期間、権利侵害内容の数及びクリック数、ダウンロード数、閲覧数の状況
- (8) 権利侵害者が他の権利者により権利侵害を追及された状況

### 3.18 【営業秘密侵害に係る倍数の考慮要素】

営業秘密侵害事件において懲罰的賠償の倍数を確定する場合、本指南第 3.14 条に規定する要素を考慮する他、更に事件の具体的な状況に応じて、以下の要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 営業秘密の種類及び市場価値
- (2) 技術情報の革新程度
- (3) 営業秘密のコスト投入状況
- (4) 権利者が秘密保持措置を講じた状況
- (5) 営業秘密が競争上の優位性を維持できる期間
- (6) 権利侵害により営業秘密を獲得する手段のひどさ
- (7) 権利侵害行為により営業秘密が公開されることになったか否か

### 3.19 【植物新品種育成者権侵害に係る倍数の考慮要素】

植物新品種育成者権侵害事件において懲罰的賠償の倍数を確定する場合、本指南第3.14条に規定する要素を考慮する他、更に事件の具体的な状況に応じて、以下の要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 登録された品種が輸出入禁止の種子に属するか否か
- (2) 登録された品種の市場規模
- (3) 権利侵害品種の生産、繁殖規模
- (4) 権利侵害品種の販売価格及び数量
- (5) 権利侵害品種が悪い品を良品と偽り、偽物を本物と偽ったか否か
- (6) 権利侵害品種の販売後の植栽規模
- (7) 国家食糧安全に危害を及ぼしているか否か

### 3.20 【約定した懲罰的賠償の適用】

権利者がその権利侵害者と約定した懲罰的賠償の適用を請求する場合は、通常、支持する。

権利者から適用を請求された懲罰的賠償がその権利侵害者との約定と異なる場合において、権利侵害者が当該約定範囲内で懲罰的賠償を適用すべきだと主張したときは、権利侵害者の主張を支持することができる。但し、権利者が異議を申し立てるとともに、当該約定が明らかに合理的ではないことを裏付ける有効的な証拠を提供した場合を除く。

### 3.21 【懲罰的賠償の約定内容】

当事者は、適用する懲罰的賠償の基数、基数確定方法、倍数及び賠償総額を約定することができる。

当事者の約定した懲罰的賠償の倍数が法定範囲内になく、約定した懲罰的賠償の倍数の適用を請求した場合は、通常、支持する。但し、相手方当事者が異議を申し立てるとともに、当該約定が明らかに合理的ではないことを裏付ける有効的な証拠を提供した場合を除く。

### 3.22 【使用許諾料を基数とする約定】

当事者は、使用許諾料又はその合理的な倍数で懲罰的賠償の基数を確定することを約定することができる。但し、相手方当事者が異議を申し立てるとともに、当該約定が明らかに合理的ではないことを裏付ける有効的な証拠を提供した場合を除く。

### 3.23 【法定賠償における賠償的考慮要素】

故意に権利侵害を行いかつ情状が深刻な知的財産権侵害事件について、権利者は懲罰的賠償の適用を請求したが、賠償基数の確定が困難で、法定賠償を適用する必要がある場合は、酌量のうえ、賠償額を高め確定する。

## 第四部分 インターネットサービスプロバイダへの懲罰的賠償の適用

### 4.1 【一般規則】

インターネットサービスプロバイダが、インターネットユーザーがそのインターネットサービスを利用して権利侵害行為を実施していることを明らかに知っていながらも、正当な理由なくリンクの削除、遮断、切断などの必要な措置を講じなかった又は講じることが遅延したことにより、深刻な知的財産権侵害行為が発生し、権利者がインターネットサービスプロバイダに対する懲罰的賠償の適用を請求した場合は、通常、支持する。

インターネットサービスプロバイダが、インターネットユーザーに対してそのインターネットサービスを利用して権利侵害行為を実施することを教唆し、インターネットユーザーが教唆を受けて他人の知的財産権を深刻に侵害し、権利者がインターネットサービスプロバイダに対する懲罰的賠償の適用を請求した場合は、通常、支持する。

### 4.2 【「明らかに知っている」の認定】

事件の具体的な状況を総合的に考慮したうえ、次の各号に掲げる状況は通常、インターネットサービスプロバイダが、インターネットユーザーがそのインターネットサービ

スを利用して権利侵害行為を実施していることを明らかに知っている」と認定することができる。

- (1) 権利者からの権利侵害通知を受けた場合。
- (2) 知的財産権行政主管部門からの権利侵害通知を受けた場合。
- (3) インターネットユーザーがそのインターネットサービスを利用して同一の権利侵害行為を実施したことによる関連訴訟、仲裁などの手続に参加した場合。
- (4) インターネットユーザーと分業・協力の方式で権利侵害の客体を提供した場合。

#### 4.3 【「情状が深刻な場合」の認定】

事件の具体的な状況を総合的に考慮したうえ、インターネットサービスプロバイダが実施した次の各号に掲げる行為は通常、情状が深刻な場合と認定することができる。

- (1) インターネットユーザーの行為が法により権利侵害と認定された後に、依然として当該インターネットユーザーに同一又は類似の権利侵害行為の実施を教唆し又は引き続き教唆し、インターネットユーザーが教唆を受けて関連権利侵害行為を実施した場合。
- (2) インターネットサービスプロバイダが、インターネットユーザーがそのインターネットサービスを利用して権利侵害行為を実施したことが法により権利侵害と認定された後に、依然としてインターネットユーザーに同一又は類似の権利侵害行為の実施を教唆し又は引き続き教唆し、インターネットユーザーが教唆を受けて関連権利侵害行為を実施した場合。
- (3) インターネットユーザーがその権利侵害と認定された発効判決、裁定の履行を拒否したにもかかわらず、依然として当該インターネットユーザーが同一の権利侵害行為を引き続き実施するためにインターネットサービスを提供した場合。
- (4) インターネットユーザーが法により権利侵害と認定された後、当該インターネットユーザーが同一の権利侵害行為を再び実施し、権利者の通知を受けた後にも、

正当な理由なくリンクの削除、遮断、切断などの必要な措置を講じなかった又は講じることが遅延した場合。

(5) インターネットサービスプロバイダが、インターネットユーザーがそのインターネットサービスを利用して権利侵害行為を実施したことが法により権利侵害と認定された後に、依然として当該インターネットユーザーが同一の権利侵害行為を引き続き実施するか又は再び実施するためにインターネットサービスを提供した場合。

(6) 主に他人による知的財産権侵害への教唆・幫助を業としている場合。

#### **4.4 【通知転送義務の不履行】**

インターネットサービスプロバイダが正当な理由なく通知転送義務を故意に履行しないか又はその履行を遅延することにより、権利者又はインターネットユーザーの知的財産権が深刻に侵害され、権利者又はインターネットユーザーがインターネットサービスプロバイダと他人による懲罰的賠償責任の共同負担を請求した場合は、法により支持することができる。

#### **4.5 【措置終了の不適時実行】**

インターネットサービスプロバイダは、他人の悪意の苦情申立行為に対して法により講じられた措置を終了させなければならない。正当な理由なく措置を故意に終了させないか又はその終了を遅延することにより、苦情被申立人の知的財産権が深刻に侵害され、苦情被申立人がインターネットサービスプロバイダと他人による懲罰的賠償責任の共同負担を請求した場合は、法により支持することができる。

前項における悪意の苦情申立とは、通常、不法な利益取得又は競争相手の排斥を目的とし、インターネット苦情申立体制を利用して正当な理由のない苦情申立を行い、苦情被申立人の合法的権益に深刻な影響を与える行為を指す。

#### **4.6 【権利侵害行為の直接実施に係る法的責任】**

インターネットサービスプロバイダが故意の知的財産権侵害行為を直接に実施しかつ情状が深刻であり、権利者が懲罰的賠償の適用を請求した場合、法により支持する。

#### **4.7 【ライブコマースに係る権利侵害の責任】**

ライブコマースの行為者が、そのライブコマースで販売される商品又はサービスが他人の知的財産権を侵害することを明らかに知っているにもかかわらず、ライブコマース行為に従事しかつ深刻な結果をもたらし、権利者が懲罰的賠償の適用を請求した場合、通常、支持する。

インターネットサービスプロバイダは、ライブコマースの行為者がそのインターネットサービスを利用して前項に規定する知的財産権侵害行為に従事することを明らかに知っていながらも、正当な理由なく制止するための合理的かつ有効な措置を講じなかった場合、法によりライブコマースの行為者と共同で懲罰的賠償責任を負う。

#### **4.8 【買物代行に係る権利侵害の責任】**

買物代行者が、その買物代行した商品又はサービスが他人の知的財産権を侵害することを明らかに知っているにもかかわらず、当該商品又はサービスを買物代行しかつ深刻な結果をもたらし、権利者が懲罰的賠償の適用を請求した場合、通常、支持する。

インターネットサービスプロバイダは、買物代行者がそのインターネットサービスを利用して前項に規定する知的財産権侵害行為に従事することを明らかに知っていながらも、正当な理由なく制止するための合理的かつ有効な措置を講じなかった場合、法により買物代行者と共同で懲罰的賠償責任を負う。

### **第五部分 プロセスに関する規定**

#### **5.1 【請求の提出又は変更】**

権利者は懲罰的賠償の基数、基数確定方法及び算定方法、倍数及び賠償総額を提出又は変更する場合、通常、第一審法廷での弁論終結前に提出又は変更する。

権利者が第一審において懲罰的賠償を請求しかつその控訴後に懲罰的賠償の基数、基数確定方法及び算定方法、倍数又は賠償総額を変更する場合、通常、支持する。但し、変更後の請求額が訴訟請求を超えかつ調停が成立しない場合は、超過部分について支持されない。

#### **5.2【第一審で算定証拠を提出しなかった場合の結果】**

権利者が第一審において懲罰的賠償を請求し、かつその主張する懲罰的賠償の基数確定方法の算定方法及び対応する証拠を所有しているが、正当な理由なく証拠の提出を拒否することで、その懲罰的賠償の請求が支持されなかった場合、第二審でも支持されない。

#### **5.3【一部の権利者による請求】**

同一の知的財産権を侵害する同一事件において、一部の共有者が懲罰的賠償を請求した場合は、通常、すべての共有者に及ぶ。但し、懲罰的賠償を明確に請求しなかった、法により単独で権利を行使できる権利者、及び懲罰的賠償の適用に明確に同意しなかった共有者は、通常、懲罰的賠償を適用してその取得すべき賠償額を確定すべきではない。

#### **5.4【権利共有者への一貫した適用】**

同一の知的財産権の共有者は同一の事件において同一の権利侵害者に対して異なる基数、倍数の懲罰的賠償の適用を請求する場合、その明確に一貫した基数と倍数を告知することができる。又は共有者の請求範囲内で事件の具体的な状況に応じて懲罰的賠償の基数と倍数を合理的に確定することができる。

#### **5.5【同一の権利侵害者への個別適用】**

権利者が、同一の権利侵害者とその複数の知的財産権又は同一の著作権及び著作隣接権の複数の権利項目を侵害していると訴訟を提起する際に、それぞれ異なる基数、倍数の懲罰的賠償の適用を請求するか、又は一部の権利侵害行為に対してのみ懲罰的賠償を請求した場合は、通常、支持する。

#### **5.6【一部の権利侵害者への適用】**

権利者は同一事件の一部の権利侵害者に対してのみ懲罰的賠償を適用することを請求した場合、一部の権利侵害者に対して法により懲罰的賠償を適用することができる。その他の権利侵害者に対して懲罰的賠償を適用すべきではない。

#### **5.7 【異なる権利侵害者への個別適用】**

権利者が同一事件において異なる権利侵害者に対して異なる基数、倍数の懲罰的賠償の適用を請求した場合において、異なる権利侵害者がそれぞれ権利侵害行為を実施した場合は、権利者の請求に応じてそれぞれ懲罰的賠償を適用することができる。異なる権利侵害者が権利侵害行為を共同で実施した場合は、事件の具体的な状況に応じて懲罰的賠償の基数と倍数を確定することができる。

#### **5.8 【一部適用】**

同一の権利侵害行為による損害結果のうち、一部の損害結果が確定できる場合は、権利者の請求により当該部分の損害結果に対して懲罰的賠償を適用ことができ、損害結果の確定が困難な部分に対して法により賠償責任を別途確定する。

#### **5.9 【段階的適用】**

権利侵害者が知的財産権侵害行為を継続的に実施した場合、懲罰的賠償の法定適用要件に合致しない継続的な権利侵害行為に対し、懲罰的賠償を適用すべきではない。但し、権利侵害者が知的財産権侵害行為の継続的な実施過程において懲罰的賠償の法定適用要件を満たした場合は、懲罰的賠償の法定適用要件を満たした時点から懲罰的賠償を適用することができる。

## **第六部分 適用の範囲**

### **6.1 【適用の範囲】**

本指南は発行日より執行される。北京市高級人民法院から公布された文書の関連規定が本指南と一致しない場合は、本指南に準ずる。

出所:

北京市高級人民法院の発表資料

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。